

島根地方最低賃金審議会 第444回会議 議事要旨

開催日時	令和7年9月5日（金）午前9時58分～午前10時55分					
開催場所	松江地方合同庁舎5階 共用第4会議室					
出席状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人			
	労働者を代表する委員	出席 5人	定数 5人			
	使用者を代表する委員	出席 5人	定数 5人			
主要議題	1 島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（採決） 2 必要性検討委員会について（採決）					
議 事 要 旨						
(主要議題1について)						
1 異議申出についての審議を行った後、会長が、挙手による採決を行った結果、全会一致で異議申出は棄却され、8月18日付け答申のとおりとすると議決された。						
2 答申文案が了承され、会長が労働局長へ答申文を手交し、局長が謝辞を述べた。						
(主要議題2について)						
1 会長が、先立って行われた運営小委員会での検討結果に則り、審議会委員全員を委員とする必要性検討委員会を設置し、特定最低賃金改正決定の必要性の有無を審議する旨説明し、了承された。						
2 必要性検討委員会において、申出のあった5業種について、労働者側及び使用者側から必要性の審議が重ねられ、採決の結果、全会一致で必要性ありと決議された。						
3 審議結果を踏まえ、報告文が作成され、了承された。						